

鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修及びファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修並びに里親支援センター等の開設に向けた設備整備を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上や当該児童等に対する支援体制の充実を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」（「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について」（平成27年6月5日付雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙）及び「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親支援センター等開設支援事業分）実施要綱」（「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親支援センター等開設支援事業分）の実施について」（令和5年12月8日付こ支家第309号こども家庭庁支援局長通知）別紙）に定める事業のうち、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる補助基準額と同表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額を比較して少ない方の額（ただし千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付の条件)

第4条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）に対し、本補助金の交付に際して、次の条件を付すものとする。

（1）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部

又は一部を県に納付させことがある。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬ。

(3) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、適正化施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分についてこども家庭庁長官の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(対象事業の制限)

第10条 本補助金を交付するのは、別表の第1欄に掲げる各事業について、事業を行う施設等1ヵ所につき1回限りとする。ただし、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるものほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
(1) 入所児童等の生活環境改善事業 ア 小規模グループケア実施のための改修等事業 (「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1 (1) ①に該当する事業)	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設	(1) 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームに係る事業分 (2) 里親、児童家庭支援センターに係る事業分	改修費、備品購入費	10／10
イ 児童の安全確保のために必要な備品整備等事業 (「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1 (1) ②に該当する事業)	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター	1ヵ所当たり 8,000,000 円 1ヵ所当たり 1,000,000 円		
(2) ファミリーホーム等開設支援事業 (「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1 (2) に該当する事業)	ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センターを新設する者	1ヵ所当たり 8,000,000 円		
(3) 里親支援センター等開設支援事業 (「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親支援センター等開設支援事業分）実施要綱」第4に該当する事業)	里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	1ヵ所当たり 8,000,000 円		

様式第1号（第5条関係）

年度児童養護施設等の環境改善事業計画書

1 実施施設の概要

- (1) 施設等の名称及び所在地
- (2) 施設等種別
- (3) 設置主体及び運営主体
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 事業開始予定日 ※新設の場合のみ

2 事業計画の概要

- (1) 事業種別 [(1) ア (1) イ (2) (3)]
※別表第1欄に掲げる事業のうち該当するものに○をすること。
- (2) 事業内容
- (3) 事業の目的
※事業の目的、必要性、緊急性、事業の効果等を記入すること。

3 事業費内訳

- (1) 対象経費の実支出予定額

科 目	金 額	算 出 内 訳
改 修 費		
備 品 購 入 費		
合 計		

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

- ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
- ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入すること。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

6 添付書類

- ・補助金申請額内訳書（別紙1）
- ・見積書等金額が確認できる書類
- ・建物平面図及び立面図 ※改修・新設の場合
- ・現状が確認できる建物・備品の写真 ※改修・備品更新の場合

別紙1

年度鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金申請額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の 実支出予定額 A	寄付金その他の 収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	算定基準額 (CとDのいづ れか低い方の 額) E	県補助所要額 F

(記入上の注意)

- 1 事業名は別表第1欄に掲げる補助事業名を記載すること。
- 2 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 3 D欄には別表第3欄の掲げる補助基準額を記入すること。
- 4 F欄にはE欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

様式第2号（第5条、第8条関係）

年度児童養護施設等の環境改善事業収支予算（決算）書

収入の部		(単位：円)
支 出 の 部	予 算 (決 算) 額	摘 要
計		

支出の部		(単位：円)
支 出 の 部	予 算 (決 算) 額	摘 要
計		

様式第3号（第6条関係）

年　月　日

様

職氏名

印

年度鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県児童養護施設等の環境改善事業」とし、その内容は、……
……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、………
とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金交付要綱（平成27年7月29日付第201500070867号鳥取県福祉保健長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

様式第4号（第8条関係）

年度児童養護施設等の環境改善事業報告書

1 実施施設の概要

- (1) 施設等の名称及び所在地
- (2) 施設等種別
- (3) 設置主体及び運営主体
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 事業開始日 ※新設の場合のみ

2 事業実績の概要

- (1) 事業種別 [(1) ア (1) イ (2) (3)]

※別表第1欄に掲げる事業のうち該当するものに○をすること。

- (2) 事業内容

- (3) 事業の実績

※事業の効果等を記入すること。

3 事業費内訳

- (1) 対象経費の実支出額

科 目	金 領	算 出 内 訳
改 修 費		
備 品 購 入 費		
合 計		

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入すること。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

6 添付書類

- ・補助金精算額内訳書（別紙2）
- ・契約書、請求書、支払領収書の写し
- ・建物平面図及び立面図 ※改修・新設の場合
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略可)
- ・建物主要部分の写真、購入備品の写真

別紙2

年度鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金精算額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	算定基準額 (CとDの いづれか低 い方の額) E	県補助所要額 F	交付決定額 G	県補助確定額 (FとGの いづれか低 い方の額) H	受入済額 I	差引過不足額 (H-I) J

(記入上の注意)

- 1 事業名は別表第1欄に掲げる補助事業名を記載すること。
- 2 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 3 D欄には別表第3欄の掲げる補助基準額を記入すること。
- 4 F欄にはE欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

鳥取県知事様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度鳥取県児童養護施設等の環境改善事業仕入控除税額確定報告書

年　月　日　第　号により交付決定のあった鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金　　,　　円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金　　,　　円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金　　,　　円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金　　,　　円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経 費 の 内 訳	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法